

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ヒューマンキャンパスのぞみ高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、千葉県茂原市緑ヶ丘1丁目53番地に置く。

第2章 課程及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

通信制課程 (単位制)

普通科 5,000名 (男女)

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

通信制課程 (単位制) 3年以上

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期制とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する日

(4) 夏季休業 7月25日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月22日から1月 8日まで

(6) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(7) 学年始休業 4月 1日から4月 5日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学又は編入学資格)

第10条 校長は本校に編入学または転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(教育を行う区域)

第11条 本校の教育は、規定のスクーリングを受け、本校の教育課程に則った学習指導を受けることが可能な区域、国内47都道府県に海外39カ国（中国、台湾、ベトナム、タイ、インドネシア、アメリカ、カナダ、ブラジル、メキシコ、イタリア、イギリス、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、ロシア、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、韓国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、フィジー共和国）の教育区域の生徒を対象に行なう。

(入学許可)

第12条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第14条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保護者（保証人）と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、成年に達している者については、誓約書の記載は本人及び保証人のみ、住民票の記載は本人のみとする。

3 前2項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第15条 他の高等学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、選考のうえ転学を許可することができる。

2 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条 校長は、退学した者が再入学を願い出た場合は、退学後1年以内であって、その事由が正当であると認められたときに限り、当該生徒を再入学させることができる。

(欠席、休学)

第18条 生徒が病気その他やむを得ない理由により面接指導を欠席するときは、生徒または保護者はその理由を届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上出校することができない時は、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願ひ出て許可を受けなければならない。
(復学)

第19条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願ひ出て許可を受けなければならない。
(出校停止)

第20条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出校停止を命ずることがある。
(忌引)

第21条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願ひ出たときは、これを許可することがある。
(身上事項の異動の届出)

第22条 生徒及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第23条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表1-1、別表1-2のとおりとする。

(学校設定科目及び学校設定教科)

第24条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、地域や学校及び生徒の実態を十分考慮し、学校設定科目及び学校設定教科を定める。

(学習指導)

第25条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

2 同時履修科目数の限度、科目別履修期間、放送等の利用については、校長が定める。

(連携措置)

第26条 校長は、都道府県教育委員会の指定する技能教育施設(以下「指定技能教育施設」という。)における学習について、連携措置を取ることができる。

(面接等の指導)

第27条 生徒は、本校及び学校設置者が定める、協力校・他の学校等の施設(別表2)において、定められた時数の面接等の指導を受けなければならない。

2 学習等支援施設として、学習センター(別表3)を置く。

(学習の評価)

第28条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第29条 校長は、添削指導、面接指導、試験、成果物等の成績を総合判定し、単位修得を認定することができる。

2 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、学校外学修等の単位認定をすることができる。

3 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業)

第30条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、毎年9月と3月とする。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第31条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教頭 | 1名以上 |
| (3) 教諭 | 4名以上 |
| (4) 常勤講師 | 1名以上 |
| (5) 非常勤講師 | 1名以上 |
| (6) 事務長 | 1名 |
| (7) 事務職員 | 3名以上 |
| (8) 学校医 | 1名 |
| (9) 学校歯科医 | 1名 |
| (10) 学校薬剤師 | 1名 |

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

3 教頭は、校長を助け校務を整理する。

4 事務長は、校長の監督を受け事務をつかさどる。

5 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料等)

第32条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表4のとおりとする。

2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

但し、特別の事情がある場合は、所定の手続きの上、分割納入を認めることがある。

また、休学中の生徒については、在籍管理の費用として施設費相当額のみとする。

3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別な事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。また、キャリア教育充実費ⅠⅡⅢについては、当該生徒より当校に対し、受講しない旨の報告を受けた以降の未受講分の学費は返金する。

4 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(生徒納付金の免除)

第33条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(物品の弁償)

第34条 校長は、生徒が、本校、協力校、指定技能教育施設、及びその他の通信教育連携協力施設若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第8章 賞罰

(褒賞)

第35条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第36条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 その他

(留学)

第37条 校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められときは生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、留学を終了した時点において学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。

5 校長は、前4項の規定によらず生徒が休学（あるいは退学）し、外国の高等学校で学習することを許可することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位とみなさず、また、当該期間を在学期間には算入しない。

附 則

1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

別表1-2 新教育課程対象者用 <通信制課程 普通科>

教科	科目	標準単位	必履修科目	面接指導回数	添削指導回数
国語	現代の国語	2	◎	2	6
	言語文化	2	◎	2	6
	論理国語	4		4	1 2
	文学国語	4		4	1 2
	国語表現	4		4	1 2
	古典探究	4		4	1 2
地理歴史	地理総合	2	◎	2	6
	地理探究	4		4	1 2
	歴史総合	2	◎	2	6
	日本史探究	4		4	1 2
	世界史探究	4		4	1 2
公民	公共	2	◎	2	6
	倫理	2		2	6
	政治・経済	2		2	6
数学	数学Ⅰ	4	◎	4	1 2
	数学Ⅱ	4		4	1 2
	数学Ⅲ	3		3	9
	数学A	2		2	6
	数学B	2		2	6
	数学C	2		2	6
理科	科学と人間生活	2		8	6
	物理基礎	2		8	6
	物理	4		1 6	1 2
	化学基礎	2	※	8	6
	化学	4	印	1 6	1 2
	生物基礎	2	参	8	6
	生物	4	照	1 6	1 2
	地学基礎	2		8	6
地学	4		1 6	1 2	
保健体育	体育	7	◎	3 5	7
	保健	2	◎	2	6
芸術	美術Ⅰ	2	○	8	6
	書道Ⅰ	2	○	8	6
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	◎	1 2	9
	英語コミュニケーションⅡ	4		1 6	1 2
	英語コミュニケーションⅢ	4		1 6	1 2
	論理・表現Ⅰ	2		8	6
	論理・表現Ⅱ	2		8	6
	論理・表現Ⅲ	2		8	6

家 庭	家 庭 基 礎	2	○	8	6
	家 庭 総 合	4	○	16	12
情 報	情 報 I	2	◎	8	6
	情 報 II	2		8	6
理 数	理 数 探 究 基 礎	1		3	3
	理 数 探 究	3		6	6
総 合 的 な 探 究 の 時 間		1	○	2	2
		2	○	4	4
		3	○	6	6
		4	○	8	8
		5	○	10	10

◎は必修

○は選択必修

※理科は、「科学と人間生活」を含む2科目または基礎を付した科目を3科目

※保健体育は、3年間で行う面接指導回数、添削指導回数を記載

※総合的な探究の時間は、3年間で3単位以上履修する

※特別活動 30 単位時間以上の出席を必要とする